

新型コロナウイルス感染症に伴う保育園利用の条件等について、よくある問い合わせ

質問1 新型コロナウイルス感染症の影響で、会社に籍はあるが、しばらくシフトに入らなくて良いと言われた（または、就学中だが学校等が休校になっているなど）。保育園は退園になりますか？

新型コロナウイルス感染症の影響で就労・就学等の実績がない場合でも、7月末までは認定を受けることができます。

(=退園にはなりません。) 8月以降も実績がない場合は、「求職」の取扱いとなります。

現況届で提出していただく書類で確認をしますので、その他特別な手続きをしていただく必要はありません。

質問2 新型コロナウイルス感染症の影響で解雇されました。(または求職中だが全然活動ができない、就労先が見つからない、就労予定先から内定を取り消されたなど) 保育園は退園になりますか？ (R2.8.19修正)

新型コロナウイルス感染症の影響で、8月末まで求職期間を延長できることとしていましたが、9月以降も新型コロナウイルス感染症の影響で、就労先が見つからない場合は、令和2年9月末まで「求職」事由の期間延長が認められる場合がありますので、保育・幼稚園課窓口で相談してください。

質問3 新型コロナウイルス感染症の影響で4月育休復帰予定であったが、育休期間を延長したい。

育児休業からの復帰期限については、令和2年5月1日付け名保幼第158号で通知していたとおり、7月1日まで延長していましたが、名護市では5月16日（土）まで保育園の登園自粛要請をしてきたことから、育児休業からの復帰期限を再度延長し、8月1日までとします。